

岐阜県公報

目次

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

(税務課) 二〇七

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(治山課) 二〇七

道路の区域変更

(道路維持課) 二〇八

道路の供用開始

(同) 二〇八

庄内川水系土岐川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に

想定される水深

(河川課) 二二〇

岐阜都市計画下水道事業の変更認可

(下水道課) 二二〇

各務原都市計画下水道事業の変更認可

(同) 二二一

揖斐川町の区域内の字の区域変更

(西濃振興局揖斐事務所) 二二二

保安林の指定予定

(下呂農林事務所) 二二三

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 二二三

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 二二四

告示

岐阜県告示第百八十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
関自動車興業株式会社	後藤明彦	六 関市平和通五丁目九番地の	平成二〇・二・一四

岐阜県告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

土岐市鶴里町細野字大草七四一の二七

- (二) 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
土岐市肥田町肥田字操川七五八
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域	敷地の幅員	延長	備考
県道	文殊線 茶屋新田	岐阜市次木字堤畔六番三 地先から 同一市茶屋新田字上村附 六一六番一地先まで	後B 前A	別前変区 後更更域	10.4 6.4	3.400 3.400	用線松及垂道う分の地のすに係B A と墨び井岐はすの表図は及 重俣笠線卓Bはをの敷示面関 線卓線

岐阜県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備 考 (区域の 決定又は 変更の 年月日 ほか)
-------	-----	---	---	--------------	-------------	---

県道	長森線 各務原市各務西町六丁目二四 六番地先地内	三・六 二〇・三・三	平成 一九・七・六
----	--------------------------------	---------------	--------------

岐阜県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十一日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備考
一般 国道	四百十七号	揖斐郡揖斐川町榎原字仕出ノ木二九五番四八地先から 同 郡同 町同 字同 二九五番五七地先まで	前	二〇・七 五・七	六三・〇	
			後	二〇・七 三・〇		

岐阜県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十一日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備考
県道	大西線 瑞浪線	瑞浪市明世町月吉字堂地八七 一番四地先から 同 市同 町同 字西ノ前八 四八番一地先まで	前	二五・〇	三・三	平成 五・三・七
			後	二五・〇	三・三	平成 一四・三・三

岐阜県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月二十一日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備考
一般 国道	二百五十六号	中津川市坂下字相沢九五 四番七地先から 同 市同 字同 八九 三番一地先まで	前	六・五 三・八	一四・〇	
			後	二・三 三・八	一四・〇	

岐阜県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十年三月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域 変更 前後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道	河神 合岡線	飛騨市神岡町柏原字向山 一〇七七番三地从先から	A	四・五 一・六〇	五・五〇	A B及び 係図は及 に表示 する敷 地の敷 分をの う。
		同 市古川町太江字一ノ 洞三六四五番七地先まで	前	八・五 一・九〇	五・四〇	
県道	河神 合岡線	飛騨市神岡町柏原字峠三 二番一地从先から	B	八・五 一・九〇	五・四〇	
		同 市古川町太江字一ノ 洞三六四五番七地先まで	後B	八・五 一・九〇	五・四〇	

岐阜県告示第百八十九号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定による庄内川水系土岐川に係る浸水想定区域の指定を変更し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第四項において準用する同条第三項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県多治見土木事務所に備えて縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称
岐阜市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岐阜都市計画下水道事業 岐阜市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十九年三月二十七日から
平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称
岐阜市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岐阜都市計画下水道事業 柳津町公共下水道

- 三 事業施行期間
昭和六十三年十二月二十三日から
平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により岐阜都市計画
下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条
第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
岐阜市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岐阜都市計画下水道事業 岐阜市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和九年七月十七日から
平成二十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により各務原都市計
画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二
条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
各務原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
各務原都市計画下水道事業 各務原市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十七年十一月十二日から
平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により岐阜都市計画
下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条
第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
各務原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岐阜都市計画下水道事業 川島町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成二年二月五日から
同二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により岐阜都市計画
下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条

第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

岐阜南町

二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画下水道事業 岐阜南町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十三年十一月二十一日から

平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

笠松町

二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画下水道事業 笠松町公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十三年十二月二十三日から

平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、揖斐川町の区域内の字の区域を変更した旨揖斐川町長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
谷	坂内広瀬字北森山の一部
山	坂内広瀬字カスゴの一部、字宮ノ廻の一部
コ	坂内広瀬字北海道の一部、字北森山の一部
廻	坂内広瀬字北森山の一部

この処分は、県営土地改良事業（揖斐西部地区森山工区）に係る換地処分の公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 掲示場

揖斐総合庁舎及び揖斐川町役場

二 掲示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 掲示期間

平成二十年三月二十一日から

同 年四月十二日まで

岐阜県告示第九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小坂町長瀬字森脇二八四の一、二八五の一、字ヤシロ平一九七〇の一、一九七〇の二、一九七〇の三四

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年三月二十一日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年三月十一日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

アピタ岐阜店

岐阜市加納神明町六丁目一番地 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）八九〇台

（変更後）七七五台

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）二二〇台

（変更後）二五六台

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年三月二十一日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年三月十一日

二 届出者の氏名又は名称

<p>同西建築第五六号 同一九・五・二五</p>													
<p>同西建築第五六号 同一九・五・二五</p>													
<p>同西建築第五六号 同一九・五・二五</p>													
<p>同西建築第五六号 同一九・五・二五</p>													
<p>同西建築第五六号 同一九・五・二五</p>													

ユニー株式会社
建物の名称及び所在地

アピタ岐阜店

岐阜市加納神明町六丁目一番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 前村哲路 外二五者

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 前村哲路 外二三者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年三月二十一日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十年三月十日

二 届出者の氏名又は名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

三 建物の名称及び所在地

ベルプラザ大垣

大垣市室村町三丁目七四番地五 外

四 変更しようとする事項

駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 合計二ヶ所

(変更後) 合計三ヶ所

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十年三月十二日

岐阜県知事 古田 肇

<p>同 西 建 築 第 五 八 号 の 二 同 一 九 ・ 七 ・ 九 同 西 建 築 第 五 八 号 の 四 同 一 九 ・ 一 一 ・ 六</p>	<p>同 郡 同 町 同 字 初 花 三 〇 六 番 一 外 一 八 筆</p>	<p>供 ず る 貯 水 施 設</p>	<p>代 表 取 締 役 田 代 正 美</p>
<p>同 西 建 築 第 五 六 号 の 二 同 一 九 ・ 一 一 ・ 一 二 二</p>	<p>同 郡 同 町 橋 爪 字 山 田 三 二 番 一 及 び 三 三 番 一</p>	<p>道 路</p>	<p>同</p>
<p>同 東 建 築 第 六 一 号 の 三 同 一 九 ・ 一 〇 ・ 二 六</p>	<p>瑞 浪 市 土 岐 町 字 欠 ノ 下 一 七 八 番 一 の 一 部、一 七 八 番 二、一 七 九 番 二、一 八 〇 番 二、一 八 一 番 一、一 八 一 番 六、一 八 二 番 一、一 八 二 番 二、一 八 三 番 一 の 一 部、一 九 二 番 一 及 び 一 九 三 番</p>	<p>道 路、公 園</p>	<p>同</p>
<p>新 潟 県 新 潟 市 南 区 清 水 四 五 〇 一 の 一 株 式 会 社 コ メ リ 代 表 取 締 役 社 長 捧 雄 一 郎</p>	<p>兵 庫 県 西 宮 市 西 宮 浜 四 丁 目 六 番 八 号 松 本 金 属 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 岡 田 健</p>		

平成二十年三月二十一日印刷
平成二十年三月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社